

「文化的国境」と「想像された禁止」

—50-60年代韓国大衆文化における「倭色」の文化政治—

Cultural Border and Imagined Ban :
Cultural Politics of *Wae-Saek* (倭色) in South Korea during the 1950s and 1960s

金 成致*
Sungmin Kim

1. はじめに

「日本の文化または生活様式を表す色調」¹という辞典的意味をもつ「倭色」という概念は、「植民直後」以来、植民地時代の残滓を表象するキーワードとして捉えられ、韓国社会におけるひとつの「タブー的慣例 (taboo-convention)²を構築してきた。「日本」という他者を表象する記号として、ナショナル・アイデンティティを損なう外部の文化として認識された「倭色」のタブー化が慣習・伝統・法律の強制 (Freud 1913=1969 : 76) を行っていく過程は、独立後の韓国においては、国民文化を侵食する「文化的他者」(もしくは敵)の存在を国境の向こうに想定し (Tomlinson 1991=1997 : 149)、文化的国境を構築していくアイデンティティ政治であった。

「倭色」をめぐる韓国における諸議論が示しているように、そのメカニズムは、日韓の文化交流が公式化され、さまざまな日本の大衆文化

やジャパニーズ・スタイルが活発に消費されている現在においても、制度と言説、実践において、依然として解決すべき「いまここ」の問題として作用している。

「我が国のアイドルグループが日本の音楽市場で活躍している反面、日本の歌手の国内活動は制限されている。倭色の押し出しは民族感情である。我が文化を維持していくためにも、日本の音楽を受け入れるべきだろう」韓国著作権団体連合会第5代理事長リ・サンビョク³

しかし「倭色」を国家の水準だけで捉える場合、その概念をめぐるさまざまな文脈や意味を十分に理解しがたいだろう。なぜなら「倭色」は、植民直後から「植民地清算」を表象する概念として共有されてはいるものの、数十年間、

*東京大学大学院情報学環

キーワード：韓国大衆文化、日本大衆文化、倭色、禁止、ポスト・コロニアリズム、モダニティ

さまざまな欲望やまなざし、戦略が投影された歴史的な文脈のもと、文化産業や日常生活にいたるあらゆる水準で構築されてきたからである。文化的アイデンティティは、国家の支配をめぐる空間的・共時的な議論からだけでは十分に理解することができず、文化的変化という歴史的プロセス、とくにモダニティのプロセスに注目する必要があるのだ (Tomlinson 1991=1997: 202)。

とくに、日本の大衆文化の幅広い消費と韓国国内の大衆文化商品をめぐる「倭色論争」が共存しているのは、「倭色」をめぐる「タブー的慣例」が、単なる外部の文化に対する制限だけではなく、内部における社会的統御や集団的制約を担っているということを示している。したがって「倭色」をめぐる文化的変化のプロセスは、J-Popや映画、バラエティー番組など、今日においても日本の大衆文化商品の流入が依然として部分的に制限されている「日本大衆文化禁止」の歴史的な文脈、ひいては日本大衆文化に対する公式的な禁止と違反、黙認が公的領域と私的領域を問わず共存してきた「日本大衆文化の越境」の枠組み全体のなかで検討される必要がある (金 2008; 2010; ホン 2005; ジョン 1999など参照)。そもそも「倭色」とはなにか。

そうした文脈のもと、本稿は、「日本大衆文化」に対する「国家-資本-大衆」の欲望とまなざし、戦略を通じて、「倭色」をめぐる「タブー的慣例」がどのように構築され、変容してきたのかを明らかにすることを目的とする。なぜなら、数十年間にわたって日本大衆文化の越境がつねに「禁止-違反-黙認」される

なかで、「倭色」という概念がどのように定義され、消費され、利用されたのかを探ることによって、「倭色」をタブー視する感覚を内面化していくプロセスを描き出すことが可能になるからである。

社会におけるさまざまな禁止が違反され、その違反が黙認されるのは、一見社会的脱線のようにみえるが、実はその違反と黙認こそが、禁止とともにひとつのメカニズムとして文化的アイデンティティの統合を担う要素となる (Freud 1908=2007)。禁止や禁止を遂行する諸方法も、そのメカニズムにおいては、それを構成するひとつの要素にすぎないのだ (Foucault 1976=1986)。したがって、数十年間にわたって日本大衆文化の越境が公式的に禁止されていながらつねに違反され、その違反が黙認されつづけたプロセスは、その重層的なメカニズム全体を通じてこそ理解することができるのである。本稿は、そのメカニズムを「想像された禁止 (imagined ban)」と称する。その「想像された禁止」とは、厳格に遵守しなければならない法制度的なものではなく、むしろ「禁止されたもの」をめぐる知識や感情を意識・無意識的に構造化していくことによって、「ネーション」を想像し、他のネーションとの「文化的国境」を構築するひとつの方法 (Anderson [1983] 2006=2007) として作用する慣例的なものである。

「倭色」をめぐる「タブー的慣例」、つまり「想像された禁止」が構成されていくプロセスを探究するために、本稿は、脱植民化をナショナルなキャンペーンとして実施した植民直後から軍事独裁政権が樹立した60年代の韓国社会に焦点をあてる。この期間、反日主義が反共主

義や開発主義とともに重要なイデオロギーとして利用される反面、日韓の国交が正常化され、韓国の大衆文化や文化産業を中心に日本の大衆文化を積極的に取り入れようとする動きが社会的に拡散していくなかで、「倭色」をめぐる文化政治が重層的に変化していったからである。とくに60年代は、「国家の支配」の水準だけでなく、「資本主義的モダニティ (Capitalist

modernity)」（Tomlinson 1991=1997：203）という新たな水準が浮上し、「国家－資本－大衆」による「禁止－違反－黙認」のメカニズムが形成されはじめた時期でもあった。つまりそれまで植民地時代の残滓を外部に排除することで文化的国境を構築しようとした文化政治が、その重層的な水準や主体によってより複雑かつ曖昧なかたちで作動しはじめたのである。

2. 「文化的残滓」としての倭色

2.1 植民直後

日本という準帝国システムからアメリカという超帝国のアジア戦略を引き継いでいく第二次世界大戦後のプロセスのなかで（吉見 2002：10）、植民直後（colonial aftermath）の韓国は、植民主義と工業化、強大国の対立が作りあげた政治、軍事、経済、社会的な力学関係のうえに立たされていた（Cumings 1981=1986）。とくに当時「米国外交文書史料集（FRUS）」の的確な表現、「Bordering on Chaos」が示しているように⁴、独立とともに南北が分断され、東西の新たな冷戦体制に突入していく不安定かつ混沌とした地政学的状況のなかで、ナショナルな境界をどのように築いていくかという問題が、解決すべき重要な課題として問われていた。同時に文化的にも、脱植民化を果たし、独立したナショナル・アイデンティティを構築する一方、冷戦構造のなかで新たな国際関係を築いていくことが要求されていた。

1950年以前の段階では、国家的には混乱期に値するこの時期の公報政策は新しい政府

の樹立とその定礎作業、共産侵略からの祖国の守護と戦禍の復旧に重点がおき、したがって滅共統一の行動的反共弘報がその主軸となっていた。⁵

アメリカと日本という新旧の帝国に対する欲望やまなざし、戦略は、韓国における文化的国境の構築において絶対的な前提となっていた。その両者からの文化流入とそれらに対する文化政治のメカニズムが、韓国の文化的アイデンティティを構築する制度や言説、慣習として蓄積されていった。もちろんそのふたつの他者に対する態度は、明らかに相反するものであった。そもそも独立と同時に冷戦構造の下に置かれていた韓国において、抗しがたい圧倒的な力としての「アメリカ＝駐屯軍」による直接的作用（吉見 2002：23）は、交渉の対象ではなかった。全世界をと通してもっとも親米的な国家であった韓国において、反米意識は、1980年の「光州民主化抗争」やレーガン政府による経済貿易圧力などを通じて、アメリカに対する反

発がはじめて地面に浮かび上がった80年代までには、たとえあったとしても稀であった⁶。むしろ「反共主義」をもっとも重要なイデオロギーとしてきた韓国において、反米意識は、それこそ厳格な処罰を伴う「禁止」の対象として存在した。冷戦構造の下で、超帝国に対しては欲望だけが許され、増悪のような感情はそれをもつことすら禁じられていたのである。

その一方で、帝国主義による直接的な支配を通じて臣民 (Subaltern) への転落を経験させた旧植民者でありながら、同時に冷戦構造のなかではもっとも近い「友邦」として位置づけられていた日本に対しては、より複雑なまなざしや戦略が存在した。とくに独立後も「アメリカ＝駐屯軍」による黙認と韓国政府の政治的欲望によって生き残った「植民地主義ブルジョワジー」 (Fanon 1966=1996: 49) による統治が展開しつづけていくなかで、「文化領域」のみが唯一「反日」に基づく文化政治の場として機能した。

「反共」とともに「反日」を公式的な支配言説としていた初代大統領李承晩⁷は、日韓条約会議での断固たる姿勢や「李承晩ライン」の公表などでわかるように、表面的には一貫して強固な反日政策を実施していたが、実際当時の脱植民化の優先的課題とされていた親日派の人的清算や植民支配システムの制度的清算などに対しては、きわめて消極的な姿勢を維持していた。実際、軍、警察、警察および司法部など、米軍政時代 (1945-48年) を通じてすでに日帝政府出身の韓国人によって引き継がれた韓国の主な国家組織は、「反日」を政治イデオロギーとして利用していた李政権によってより強

化されていったのである (Cummings 1981 = 1986: 185-236; キム 1999: 152—153; ジョン 2002: 132-134) ⁸。

日帝時代日本陸軍士官学校に通う/日本陸軍飛行隊中隊長/飛行戦大将として/米海軍飛行隊と戦う/その空中戦で生き残る/解放になると/しばらく隠れていてから/国軍創設に現れる/向こうの丘から/こちらの岡へと/渡ってくる/勸告空軍初代参謀総長になる/過去の敵軍であった米軍と友だちになる/国連軍司令部韓国軍使節団団長/自由党政権/最後の国防部長官になる/夜は米大使館領事と会う/青丘洞問情官の家で酒をのむ (後略) (コ・ウン詩「キム・ジョンリョル」中) ⁹

こうした歴史的文脈が生み出したさまざまな「余白」は、文化的領域における文化的アイデンティティの問題と結合する形で現れた。とくに軍事・政治・経済・文化といったあらゆる領域において絶対的な「アメリカ依存」が固着化していくなかで、自己認識としての「他者とのあいだに境界を築く作業」 (Edensor 2002: 69) は、「日本」とのあいだだけに集中されていった。米軍基地を通じて流れ出る「アメリカ」が象徴的なものではなく、あくまでも「現実的なもの」として消費されていったとするならば (シン・ホ 2008: 344)、日本を対象とする「制限された」文化的国境は、それこそ「想像的なもの」として構築されていったのである。

2.2 倭色一掃運動

ほとんどの「植民直後」がそうであるように、日本に対する文化的国境の構築作業は、植民地時代の残滓を追い出すことから行われはじめた。「植民地時代の残滓を清算し、ナショナル・アイデンティティを構築していく」ことを目的とし、国家機構の「行政」によって実施された「倭色一掃運動」は、その代表的なプロジェクトであった。独立後、新たな国民文化を構築していくなかで、倭色は、ナショナル・アイデンティティに対する「危険、不純、不吉なもの」を表象するキーワードであった。「民族運動」「愛国運動」の一環¹⁰として実施された「倭色一掃運動」は、植民者の文化に対する否定や拒否、すなわち自己発見の過程として、好まない客を客間や控室から追い出し、玄関の敷居もまたがせない試み (Freud 1915=1970: 82) として認識された。

各駅で発売している乗車券をみよ。乗車券の表面には、あの身震いしそうな日帝の毒牙を行史した「チョウセンソウトク」が無数に印刷されているのではないか。¹¹

それは、植民地時代を通して身体に深く刻まれてしまった「日本化の痕跡」(李 2008: 388) を消していく作業であった。植民地時代の看板や商標、民衆の日本語使用、レコードや映画などあらゆる日本の痕跡が「ナショナルなもの」の透明性を損なう要素 (Morley・Robins 1994: 288) として捉えられた¹²。倭色の一掃は、「植民地時代の習慣を素迅速に投げ捨て、新しい国の百姓となる」¹³ための前提

だったのである。



図1 1956年新聞に掲載された花札の広告¹⁴

そのなかで、大衆文化の各分野では体系的な規制が試みられた。「映画及び演劇検閲に関する脚本に関する件」(1955年)、「映画検閲要項」(1955年)、「外画政策方向提示」(1955年)、「映画検閲基準初案」(1955年)、「外画輸入に関する臨時措置法案」(1955年1)、「国産レコードの制作および外国輸入レコードに対するレコード検閲基準」(1955年1)などの「検閲」に関する施行令による反日主義的検閲や、出版物、映画、レコードの輸入統制、密輸によって流通されていた書籍、商品の押収などが実施された。とくに映画に関しては、1958年文教部が「韓国映画作家協会」に送った通告文の13の項目のうち第1項目が倭色に関する内容であることが示しているように、「日本の作品の模作、倭色の映画化、日本語、日本の衣装や風俗の映画化」に対する厳格な禁止が実施された(李 2009: 416-424)。

一 日本の作品を模作または剽窃してはい

けないのはもちろん民族正気を高揚するための已むに已まれず場合を除いて、倭色の映画化をしてはいけない。

- (1) 民族正気を高揚する場合でも、一節以上の日本語使用を禁じる。
- (2) 日本の衣装と風俗の映画化は極めて慎まなければならない。
- (3) 倭音歌曲の効果録音を禁じる。¹⁵

とくに初代政権は、李大統領自ら「日本製品の市場氾濫を防ぐべく、失敗した場合は内務部当局者を処罰する」と宣言するなど¹⁶、政府や警察、市当局による積極的な規制を行おうとした。倭色は、日本の風景および風俗、服装、日本国旗、日本語などで定義された¹⁷。

倭色一掃奨励＝日帝からの解放七周年となるいま、日常用語と商街の標札などの日語の残滓が残っており、一大恥なので、官民合同で民族精神浄化運動に協調すること。1952年「8.15光復節記念行事」要項中¹⁸

「植民直後」というきわめて混沌とした政局のなかで、ナショナリズム言説は、脆弱な「国家性 (stateness)」を確立するためのもっとも有効な道具として扱われていた。とくに「民族」の側面において、分断国家の政府として樹立したという「原罪」をもつと同時に親日派を核心勢力として登用し、その「民族的正当性」を疑われていた李政権は、政権の正当性を

確立し、体制順応的にかつ愛国的な「国民」をつくりあげるための言説的機材として、反共と反日が絶妙に結合したナショナリズム言説を利用した (イム 2000: 198-199)。「倭色一掃運動」が政権の正当性に関わる厳格な行政として実施されたのも、「主権の権威ある儀式や国家の大規模な装置」(Hunt & Wickham 1994=2007: 33)を整備していく作業として理解することができる。「脱植民化」を、植民地克服運動の核心にある文化領域の計画、つまり植民地体制のすべての圧力に対抗し、共同体の感覚と共同体の実体を救出し回復する努力 (Said 1993=2005: 407)として理解するならば、そういった初代政権の文化政策は、「脱植民化」の時代的課題とされていた実質的かつ政治的实践を除いたまま、ナショナル・アイデンティティの同一性だけを強調したもの (キム 2001: 46) だったのである。

なにより、「倭色」を独立後の韓国における文化政治のキーワードとして捉える場合、単なる行政による統治技法の側面、つまり「国家の支配」という水準だけでは、そのなかに投影されていた複雑なまなざしや感情、つまり植民者の文化をめぐって構築された「タブー的慣例」を理解しがたい。「倭色」は、民族の純潔性や国家の正当性を獲得する、つまりネーションを想像するために必要な記号である反面、モダニティへの欲望を刺激する文化的経験でもあったからである。

3. 「文化的侵略」としての倭色

3.1 倭色の風景

「倭色」の意味が重層的に形成されはじめたのは、60年代、とくに1965年の「日韓条約」前後のことであった。50年代まで厳格な行政によって実施された「倭色一掃運動」において、植民地時代の残滓としての習慣や大衆文化を示していた「倭色」の意味は、60年代に入り、新たに浸透する日本の商品や大衆文化にまで広がっていった。日本の雑誌や小説、歌謡などはもちろん、味の素、醤油などの食料品から、時計、扇風機、焔炉、冷蔵庫、カメラ、テレビなどの電気製品に至るまで、あらゆる「日本製」が百貨店、自由市場、南大門市場で消費されていた¹⁹。「クルクリ^{ジュク}粥」²⁰と米製ガムで象徴される戦争と貧困の記憶を残した50年代を駆け抜けてはいるものの、依然として一人当たりのGNP100ドル前後の「貧困の時代」を経験していた当時、モダニティの象徴である百貨店で日本製の靴を履いて日本商品の買い物をする風景²¹は、経済成長以前の韓国社会の極端な状況を端的に表す現象でもあった。

とくに深刻な社会問題となっていたのは、衣服、文房具、宝石、化粧品、レコード、ピアノ、パチンコなど、日本商品の密輸であった²²。

国家と民族をむしばむ一部売国的密輸業者が外来奢侈品を多量に輸入している。業者の所行が不当であることはいうまでもないが、外来産品を好評し、国産品を蔑視する国民も外国的覚醒が必要である。どの百貨店に行ってみても国産品は数少なく外来商

品だけが陳列されており、実に情けない。商人たちによると、日製密輸品が飛ぶように売れていて品が足りないくらいだという。実に情けない。²³

1961年、クーデタによって政権を握った朴正熙^{パクジョンヒ}は、直前の民主党政権²⁴を批判し、クーデタの正当性を訴える一方法として密輸問題を積極的に利用した。クーデタの一週間後、軍は新聞の社説を通じて次のように公表した。

過去、われわれは友好国の援助で赤字予算を補填していながらも、一部国民のあいだではとんでもない奢侈と虚栄の風潮が流行していた。外国産洋服を着て、外国産化粧品を使い、外国産タバコを吸うことがひとつの処世だと誤った作風が慢性的に広がり、社会を痼疾化した。もちろんこれは、国民全般にわたる病弊ではなかった。都市に蝟集し、…謀略を職業にする者とその悪流、腐敗した政客と悪質官僚などが支配する弊風であった。²⁵

しかし日本との外交的関係を築くことで経済開発を図り、政権の正当性を確立しようとしていた軍事政権としては、反日ナショナリズムを統治理念のひとつとして利用してはいたものの、初代政権の「倭色一掃運動」のような積極的な対応を行うことはなかった。日本大衆文化の越境に対しても、厳格な行政を行うことはな

かったのである。そのような状況で、政府が文化的な流れを黙認していることに対する不満や新しい文化の流れとしての「日本文化ブーム」に対する憂慮が、ナショナル・アイデンティティをめぐるひとつの言説として構成された。健全な文化享受と生産主体としての中産層集団の拡大が早急の課題として認識され、安い日本文化の氾濫、文化的従属、弁別力のない貧困な文化的趣向などが、当時の韓国の文化的趣向を語る場において、もっとも深刻な問題として取り上げられた（キム 2007：348）。植民地時代における旧帝国による暴圧的な文化政策への記憶と圧倒的な資本による「文化的侵略」に対する恐怖が、「日韓条約」を前につくられた異常な社会的雰囲気の中かで浮上しはじめたのである。

その一方、「倭色文化」は、文化批評の場で「色情文化」として批判されていた。多くの知識人は「日本の低俗な大衆文化がメディアを通じて植民地を経験していない若者世代まで誘惑し、ナショナル・アイデンティティを害する」²⁶と主張した。しかし倭色文化に対する叱咤、日本の資本流入がもたらす結果に対する憂慮、消費主義と享楽主義に対する批判が相次ぐ反面、大衆の実際の身体、感覚、欲求は、知識人層とは異なる形で働いていた（キム 2007:359）。「禁止言説」が広がるなかでも、当時の日本大衆文化は、日常生活にまで深く浸透していた。日本新聞や雑誌、一般図書消費は徐々に増え、日本の歌を流す喫茶店や日本料亭などの流行は、ソウルでは見慣れた風景となっていた²⁷。「倭色」が「和色」あるいは「日本式」へ、つまり肯定的なイメージとして消費されることが問題

化されることもあった²⁸。

そのなかで大学生や市民団体を中心に拡大した「日本商品ボイコット」は、日韓条約に反対する運動であるがゆえに、当時の日本商品の消費を主導する高級官僚²⁹や親日派勢力、つまり植民地ブルジョア階層に対する反発として、当時の日常生活にまで浸透していた倭色文化に対する警戒としての意味を含んでいた。

1965年、延世大学断食闘争委員会は日本の経済侵略を封鎖するための「日本商品不買運動」を国民的運動化することを決意した。委員会は、国民としての主体性を失い、日本の企業を追従する財閥や祖国の日本の商品市場化に挑んでいる悪質親日派を糾弾し、六つの項目の目標をたて、日本製をはじめとする外来贅品排撃運動を拡大することを決定した。³⁰

その「日本商品ボイコット」が示しているように、当時韓国において倭色や日本大衆文化の消費は、「ナショナル・アイデンティティ」の問題と直結する問題として認識されていた。「低俗な倭色」が「ネーションの純潔」と対比され、倭色の浸透や拡散は、旧帝国による「文化的侵略」として、過去の記憶と現在の不安、未来への恐怖を刺激する言説を構築していった。植民地経験の記憶が鮮明に残されているなかで、倭色の浸透は、帝国主義の残滓であると同時に更なる「文化的侵略」として捉えられていたのである。

しかし同時に、その日本の大衆文化や商品の新たな流れが日常生活に浸透していく風景は、

戦後日本が享受していた豊かな西洋式生活様式や新たな大衆文化に対する韓国社会の欲望（キム 2007：357；ソ 2009：245）を表すものでもあった。

今日の韓国で日本的なものと米国的なものを比較する場合、過去の長い時間と現実の地理的かつ言語的条件から、日本的なものの方が陰性的ではあるものの根強く刻まれている反面、米国的なものは、たとえそれが陽性的で外形的には優勢にみえ、生活の面で浸透しはじめてはいても、文化的な面においてはそれほど根を下ろしていないといえよう。³¹

当時、「日本商品ボイコット」や「倭色文化論」などのさまざまな場において、倭色文化や日本製の商品が「阿片」に例えられたのは³²、当時韓国社会が抱いていたその「欲望」を鋭く感じ取っていたからであるといえよう。

3.2 資本主義の文化

「増産、輸出、建設」をスローガンに、1) 日帝植民地奴隷根性の清算、2) 貧困からの解放、3) 健全な民主主義の再建などを三大課題として進めていた軍事政権は（朴 1970：2）、クーデタ政権が抱える政治的脆弱性を、経済成長を達成することで克服しようとしていた。重農政策、輸出第一主義、工業立国、技術開発、所得増大、農工併進、貯蓄倍加、率先納税などの経済開発標語（朴 1970b：111）からわかるように、朴大統領は「日本」をモデルとしていた。1962年、日本の経済企画庁を模

つまり日本の大衆文化は、政治的領域においては確かに追い出さなければいけない「危険な客」であったが、経済的かつ文化的領域においては、きわめて複雑なまなざしや欲望が重層的に投影される対象でもあった。韓国社会で日本大衆文化に対する「禁止」とともに、その「違反」や「黙認」がつねに共存していた根底には、発展した資本主義の文化やそれが生み出すモダニティに対する欲望が強く作動していたのだ。政治・経済的環境が激変し、近代化のプロセスが本格化されていくなかで、独立後から植民地時代の「文化的残滓」として認識されていた「倭色」に、単なる「脱植民化」の側面だけでは捉えきれない「文化的侵略」としての重層的な意味が与えられはじめたのである。とくに60年代に形成されはじめた文化産業の領域においては、禁止と違反、黙認の共存やそれをめぐる「倭色文化」の言説のありようがより複雑になっていった。

倅し、経済企画院を設立したのもその一例であった。経済企画院は、経済開発計画を主導、支援するうえで重要な役割を果たした。当時経済官僚は、日本の軍部または植民地官僚の制度のもとで教育を受けた、日本式の行政モデルにも非常に慣れてきた集団で構成された（キム 1999：164）。

こうした社会的雰囲気の中なかで、資本主義の文化として浸透する倭色が、「文化的侵略」として問題化された。1960年代、アメリカは、日本の旧植民地諸国が日本中心の地域的貿易

ネットワークに相互に統合されることを推進しはじめた。この目的を達成するために、アメリカ政府は、韓国と台湾が日本の植民地主義の過去を乗り越え、日本の貿易と投資に対し門戸を開くことを積極的に奨励した。それは、日本がアメリカの覇権下で、経済の後背地を何のコストも支払わずに獲得したことを意味した (Arrighi 1994=2009 : 516-517)。「日韓条約」がそういったアメリカの圧力を背負って推進されていくなかで、日本の「海外市場開拓」に対する恐怖と不安は、当時の韓国の脆弱な経済状況においてもっとも現実的なものとして語られていた³³。日本企業の相次ぐ進出や積極的な活動は、19世紀後半における経済浸透の経験もその恐怖と不安を深化させた³⁴。

現在我が国で活躍している日本の大手企業をみると、(中略)、三井物産、三井商社、九紅飯田、池商商事、住友昭二、伊藤忠商事、日綿実業、東洋棉花、安宅産業などの貿易関連商社をはじめ、経済発展五ヶ年計画に直・間接的に関わっている日立製作所 (三陟火力、金星社)、日産自動車 (セナラ自動車 : 特許料五十万四千弗)、新三菱鉱業 (大日工業)、日綿実業 (衣岩水力)、いすゞ自動車 (シバル自動車、韓国機械)、三菱電気 (ソムジンガン水力)、東芝電気 (春川水力)、広島建設・日本工栄・東洋レイオン (韓国ナイロン) などと、非計画事業に関与している本田技研 (起亜産業)、雪印乳業 (三岡油脂)、東洋高压、富士通信、大洋漁業、日本運輸、新潟鐵工所などがある。(中略) 日本の資本と技術が我が国の

経済に浸透している分包度は、非常に広範囲であるといえよう。³⁵

文化政策の水準においても、日本大衆文化の本格的な浸透が強く懸念されていた。「公演法」(1961年制定)「放送法」(1963年制定)「映画法」(1966年制定)「音盤に関する法律」(1967年制定)など、大半のメディア関連法制度が60年代に制定された事実が示唆しているように³⁶、韓国の文化産業や文化政策において60年代は、胎動期ともいえるきわめて脆弱な状態にあった。産業的資源や法制度、政策が整っていない状況で資本とともに浸透してくる日本の大衆文化は、それこそ「大規模の政治体とくに近隣の政治体によって文化的に吸収されてしまうことに対する恐怖」(Appadurai [1990] 1996 : 60) を刺激する認識を広めていった。

われわれは、依然として日本が広い意味での侵略国になる可能性が消滅されたとは見ていない。経済と文化両面で日本の東亜経済帝国「円経済圏」の形成と色情的で低俗な文化攻勢を通じて過去侵略していた地域で追慕仰合を喚気させていくことはほぼ間違いない。³⁷

「文学・映画・音楽・放送などの各部分や衣食住全般における日本文化の大量浸透」が懸念されるなかで³⁸、日本商品の広告がそのまま新聞に掲載されることが問題化されることもあった。日本の広告の浸透は、資本主義市場が形成されていない韓国においては、「大量生産」「大量消費」のシステムを前提とした日本産

業の「新市場開拓」を象徴する現象として認識された³⁹。経済発展への意欲が高まるなかで、「倭色」は、単なる植民地の残滓だけではなく、「資本主義」といった、追いつけなければならぬ目標に関連する恐怖と欲望の対象となっていたのである。

そのような状況は、数少ない国内の文化産業が積極的に日本の大衆文化を複写、模倣しはじめなど、メディアを通じて直接的に現れた。『鍵』『太陽の季節』『人間の条件』『挽歌』など早くから流行り出した日本の小説の流入が加速化し、ひとつの市場を形成していった⁴⁰。喫茶店やダンスホールでは『上を向いて歩こう（スキヤキ）』『無情の夢』『アカシアの雨がやむとき』などの日本の流行歌が流れた⁴¹。それは、「倭色一掃の対象だった倭色が4.19革命によって迎えた解放感」⁴²が生み出した風景として語られた。

そういったあらゆる分野における日本大衆文化のブームは、「日韓条約」が推進されていくなかでさらに活発化していった。公報部長官が「正当でかつ合理的なものなら、それが日本のものであっても取り入れるべきであるが、低俗な日本のものはとくに排撃するべきである」と述べ⁴³、国会では全面的な禁止ではなく「倭色の除去」を強調するなど⁴⁴、当時「日韓条約」を迎えている政府の「倭色」に対する対応は「黙認」に近いものであった。

「ぞうり」をはいて『主婦之友』を読みながら倭色店で「おでん」を食べ、日本の観点からみた「ニュース」解説をテレビで聞き、日産「ダットサン」セナラに乗ってド

ライブをし、茶房によって『アカシアの雨がやむとき』を聴き、家に帰ったら日製の布団をかけて日本の小説を読みながら眠ると... 韓国の「魂」は遠からず日本化されるかもしれない。その流行歌の歌詞通り（アカシアの雨にうたれてこのまま死んでしまいたい）、この民族はこのまま死んでしまいたいときが来るかもしれない。⁴⁵

また当時文教部文化局長が述べているように、そういった日本文化ブームをめぐって、文化産業をめぐる法制度や政策の不在が問題化されていた。つまり諸問題に対応できる法制度や政策も整っていないなか、李政権期に脱植民化企画として行われた倭色禁止の問題が、国際関係や文化産業の場に移行できず、きわめて曖昧な状態に置かれてしまったのである。

日本レコードの複写問題は、韓国が国際著作権協会に加入していないため、取り締りを行う法規がないが、文化民族としての良心と国際道義上非常に恥ずかしいことなので謹むことを願うばかりである。また4.19以前の倭色歌謡取り締りは治安局で独自に行ってきた問題だっただけに、文教部では関与していない。4.19以降取り締りが緩くなっているようだが、このような問題は文化政策的な面で再検討されるべきであると思う。⁴⁶

しかし「倭色」の問題は、すでに当時の韓国の文化産業や政策のシステムでは対応できないものであった。倭色が、それまでのナショナ

ル・アイデンティティのフレームや国家の行政だけでは捉えきれない資本主義のシステムとともに浸透しはじめたからである。それは、アメリカの文化産業を通じて浮上した。

1962年、4年間保留されていたアメリカ「MGM」制作（56年）の映画『八月十五夜の茶屋（The Teahouse of the August Moon）』の「輸入推薦」は、映画界において一大事件として受け入れられた。ダニエル・マンが監督、マーロン・ブランドとグレン・フォード、京マチ子主演のこの映画は、沖縄を舞台に駐屯米軍と日本の芸者との物語を描いているため、李政権下では、「濃厚な倭色」を理由に映画倫理全国委員会によって返戻されていたからである。映画界は、輸入推薦を下した公報部に対して「倭色映画国内上映の可能性とそれによる国産映画の萎縮」を理由に抗議した⁴⁷。上映が予定されていた「大韓劇場」は、1956年にアメリカの「20世紀フォックスフィルム」が設計し、1900席という、当時としては最大の規模を誇っていた。そこで日本の風習が全面に出る映画が上映されるということは、ひとつの象徴的な事件だったのである。



図2 「大韓劇場」にかけられた映画『八月十五夜の茶屋』の看板⁴⁸

「公報部がジレンマに落ちいってしまった」⁴⁹という懸念が示しているように、輸入推薦後、「上映許可」をめぐる国産映画の製作者と外国映画業界が激しく対立するなかで、政府は当惑を隠せなかった。ある作品が「倭色」として定義されても、それがアメリカ製作の大衆文化である限り、それを規制する規準自体が存在していなかったからである。「ケース・バイ・ケースで、各内容に合わせて対応していく」という方針を決めた公報部に対して「二律背反」という映画界の批判が相次ぐなか⁵⁰、結局『八月十五夜の茶屋』は、翌年の1963年8月に上映許可を得ることとなった。以降、日本の風習を素材としたアメリカ映画の輸入や国内映画の製作が増えていき、「倭色」は、事実上禁止されていない状況のなかで禁止されつづけていくこととなった。

「着物を着ている」京マチ子の姿が「大韓劇場」の大型看板に描かれている風景は、当時韓国社会に相当な衝撃と混乱を与えた。資本主義の文化として流入してくる「倭色」を前に、韓国社会は、被植民者の感情だけでは対応できない新たな秩序が迫ってきていることを実感していた。朴大統領は、「日韓条約」直後、「倭色」や「日本大衆文化」の問題について、「今後重要とされるのは、政府の行政力や法制上の力ではなく、国民の精神的姿勢である」と強調したが⁵¹、その発言が逆説的に示しているように、当時韓国には、文化産業や文化政策の論理の上で、日本大衆文化の越境や倭色問題に対応できる法制度やシステムは存在しなかったといっても過言ではない。同時にその発言は、それまで国家が厳格な行政によって対応していた

「日本大衆文化の越境」の問題を、個人の水準に曖昧に転嫁したという点で、「禁止」においては、ひとつの転換ともいえるようなものであった。日本大衆文化の越境が個人の責任問題となったことで、「倭色」をめぐるさまざまな戦略が新たに生み出されていったからである。

そのひとつが、70年代以降、経済成長や文化産業の形成とともに本格的に浮上する海賊版や剽窃、模倣などの問題であった。「倭色」の問題は、文化産業の領域において禁止と違反の二項対立ではなく、より複雑かつ曖昧な方法によって扱われ、それが韓国の大衆文化産業におけるひとつの慣例を築いていった。人物の名前や服装を書き換え、制作会社や生産国を隠すなど、「倭色を除去する」方法で、アニメ、マン

4. 「規律」としての倭色

「日本大衆文化問題」において、65年の「日韓条約」がもたらしたもっとも明らかな変化は、「倭色一掃運動」というスローガンが廃棄されたことであった。日韓両国の国交が正常化されるという新たな局面を迎えていくなかで、政府が公式的なナショナル・キャンペーンとして「倭色一掃運動」を主導することは事実上難しくなったのである⁵²。しかしそれが日本大衆文化の流入を公式化することに結びつくことはなかった。経済的領域においてとくに活発な交流が進められていく反面、文化的領域においては、以前からのさまざまな問題がそのまま取り残されていたのである。

それは、朴政権としては最初から解決不可能に近いものであった。軍事政権の政治的正当性

がなどさまざまな日本大衆文化が消費されたのは（金 2008 参照）、その代表的な事例であった。

以上で検討してきたように、「倭色」は、植民直後から「文化的残滓」「文化的侵略」として定義され、禁止の対象とされていたが、同時にモダニティのプロセスのなかで、その禁止はつねに違反・黙認されていた。しかしそれは、さまざまな言説や実践を通じて「倭色」をタブー視する知識や感情が、むしろその違反や黙認によってより深くかつ広く内面化していく過程でもあった。倭色に対する「禁止」が、「ネーション」を想像し、日本との文化的国境を構築するひとつの方法として作用していったのである。

を獲得するためには、経済奇跡を果たさなければならぬという深刻な政治的負担を抱えていた朴政権にとって、「日韓条約」は、開発資金の動員による経済成長の可視化を成し遂げた重要な転換点であった。同時にそれは、「植民地時代清算」という政治、文化的課題を軽視することで政権の支持基盤を決定的に弱体化させた契機でもあった（キム 1999：159；高崎 1996：185；チョウ 2010：70）。「日韓会談」の拙速な調印や批准に対する各界からの反発がおさまらないなかで、文化的領域においては、慎重でかつ曖昧な姿勢を堅持しつづけていかざるを得なかったのである。

「日韓条約」の直後、「日韓第一次定期閣僚会議」で日本映画の上映輸入問題が議論される

など、映画輸入問題について政府が輸入を許可する方針を示し、激しい反発によって撤回されたのは、日本大衆文化をめぐってさまざまな立場や戦略が衝突していた当時の状況を示している⁵³。

政府が韓日間の文化人の交流、日本映画の国内上映など文化交流を検討しているという事は、（中略）、現政権の政治、経済、文化分野など全般にわたる、隷属された日本偏重性を改めて表せた破廉恥な行為である。⁵⁴

実際、植民地時代、満州軍官学校を卒業し、日本陸軍士官学校を経て満州国軍歩兵第八団の少尉だった過去（姜・玄 2010：16）をもつ朴正熙は、日本に対する強い親しみと憧れを抱いていた。彼の人生と価値観の究極的目標は、韓国社会の公式的な欲望（アメリカ）とは異なる、「日本」だったのである。その朴政権の「祖国近代化」政策の大半は、日本の近代化を模倣したものであった（カン 2004a：125）。

朴大統領は、ウェスタン映画とサムライ映画が非常に好きだった。（中略）日本映画の輸入が今と同じく禁忌だった当時、日本に派遣されていた中央情報部要員らは、見ごたえのある映画を選定し外交バウチ（行囊）を通じて青瓦臺に送るのが重要な任務のひとつだった。元中央情報部幹部C氏は、「日本で勤務していた頃、サムライ映画または明治維新前後を素材とした映画、

テレビドラマはほぼ全部集めて故国に送っていた」と回顧した。（中略）そして朴大統領の息子は「父は年に一度だけ、夏休みの時鎮海の別荘で鑑賞されていました」と述べている。⁵⁵

「親日政権」というレッテルから逃れられなかった軍事政権は、その一方で、民族的民主主義、民族中興、韓国的民主主義、民族主体性、自律経済、自主国防、国籍ある教育など、政権期（1961-1979）を通して国家と民族を示す記号を著しく強調しつづけた政府でもあった。南北の分断によってそれまでタブー視されていた「民族主義」という概念を利用し、「日韓条約」はもちろん、開発独裁によるさまざまな政策を正当化していったのである（ジョン 1998：89）。1968年に宣布された、「われわれは民族中興の使命をにない、この地に生まれた」という文句ではじまる「国民教育憲章」は、その象徴的なものであった。

全文三百九十字に要約表現されたこの憲章は、すでにわれわれ国民の誰もが共感し、その必要性を切実に感じてきた全国民倫理の支柱であり、われわれが全力をそそいでおこなうべき国民教化の指標であります。

（中略）政府と国会と国民が強力一致して憲章をつくり、今日ここに宣布するにいたったのであります。（一九六八・十二・五、『国民教育憲章』「宣布に関する特別談話」）⁵⁶

そもそも60年代の朴政権は、開発主義的動

員と反共主義的動員を通じて、受動的かつ能動的同意の維持や再生産を試みていた（チョウ 2010：249）。そのなかで「民族主義」は、実は「分断国家」という歴史的条件や「反共主義」というイデオロギーと矛盾する、利用しがたい問題であった。「国民教育憲章」はもちろんさまざまな分野で試みられた「国民文化」の発明のもとで、軍事政権がもっていたジレンマと矛盾を解決し、「祖国近代化」の言説とともに政権の正当性を確立し、国民を訓育・動員していく重要な材料として扱われた。

そのなかで「倭色」は、日本大衆文化を定義するのではなく、国内の大衆文化を統制する手段として扱われはじめた。60年代から指定されはじめた膨大な「禁止曲」リストが示しているように、「倭色」が「政治的検閲」による「政治的禁止」⁵⁷の理屈として利用されたのである。「日韓条約」前後、軍事政権は、日韓外交正常化に反対する市民社会の抵抗を、高度な国家統制のメカニズムを利用して強権的に弾圧した（ユ1999：47）。「日韓条約」が批准された1965年から実施されはじめた「音楽放送」の審議は、文化的領域におけるその弾圧を示すものであった。1961年の軍事クーデタ後、各倫理委員会が続々と設立されるなか、1962年に設立された「韓国放送倫理委員会」は、1965年から専門的な分野に対する公定な審議を標榜した「歌謡諮問委員会」を設置し、音楽放送に対して広範な審議を行いはじめたのだ（ムン 2004：17-18）。

1965年3月の第一号をはじめ、1981年9月までの26年間に「放送禁止」となった国内の歌謡曲は、総787曲であった。そのうち、倭色

（247曲）、日本曲剽窃（46曲）、倭色および日本曲剽窃（2曲）、日本語（1曲）など、「倭色」と関連した理由で禁止された曲は、247曲に及んだ⁵⁸。とくに1964年に発表され、1966年まで空前の人気を誇った『ドンベクアガシ（동백아가씨）』の禁止は、全国に多大な衝撃を与えた。それは、『ドンベクアガシ』をはじめ186曲の禁止曲が1987年の民主化以降「文化解禁」という措置によって解禁されたことが示しているように、日韓関係や日本大衆文化に対する文化政治だけではなく、「倭色」を「政治的検閲」の手段として利用した出来事であった。

政権が大衆的なトロット歌謡の禁止処分という衝撃的な事件を社会的世論集めの道具として利用しただろう。すなわち日韓条約に対する世論の反対が激しくなるにつれ、政権側では自分たちが国益のために日韓外交正常化を行ったということを大衆向けに説得力ありげにみせる必要があり、当時もっとも人気のあった大衆歌謡『ドンベクアガシ』（一年で百万枚販売を突破していた）を、これ見よがしに倭色のレッテルを貼って禁止することによって自分たちは民族的であるという点を強調しようとしたのだろう。⁵⁹

つまり当時『ドンベクアガシ』に対する禁止は、「日韓条約」に対する国民の反発を抑えると同時に、政権がもっていた「親日」のイメージを刷新するために行った「象徴操作」⁶⁰のひとつとして理解することができる。そして

それが可能だったのは、「倭色」をめぐる「タブー的慣例」が、「社会的学習」(Steiner 1950=1970:188)として共同体のなかで遂行され、共有されていたからであろう。日本大衆文化をめぐる「禁止-違反-黙認」が共存し、

5. おわりに

朴正熙大統領の暗殺事件を描いた映画『ユゴ一大統領有故』⁶²のなかで、大統領を含む多くの権力者たちは、青瓦台(大統領官邸)内で流暢な日本語で会話を交わし、日本の歌を楽しむ。おそらく映画は、それらのシーンを通じて、独立後も依然として植民地勢力によって統治されつづけていた当時韓国の状況を皮肉に描こうとしたであろう。その風景は、「反日主義」が強力なナショナル・イデオロギーとして作動していた青瓦台外の風景と絶妙に交錯している。

冒頭で述べたように、本稿は、「倭色」をめぐる「国家-資本-大衆」のさまざまな欲望やまなざし、戦略を通じて、独立後の韓国における「日本大衆文化」の重層的な作用を捉えるようとした。それは、数十年間にわたって日本大衆文化の越境が公式的に禁止されていながらつねに違反され、またその違反が黙認される「想像された禁止」のメカニズムのなかで、日本大衆文化の否定性を表象する「倭色」という概念が、どのように定義され、消費され、利用されたのかを検討する作業であった。

とくに「国家の支配」の水準だけではなく、「資本主義的モダニティ」の水準で「禁止」を扱い、「日本」という他者に対する増悪と欲望

「ラジオでは日本の曲が禁止されるが、そのレコードはレコード屋で自由に販売される矛盾」⁶¹した風景が日常化していくなかで、「倭色」は、韓国の大衆文化におけるひとつの「規律」として内面化されていったのである。

の共存に光をあてることで、本稿は「想像された禁止」が作動してきた、より根本的な地点を問いなおそうとした。『ユゴ一大統領有故』が描いている青瓦台の風景が語っているのは、権力者に対する皮肉だけではなく、独立後から抱えつづけてきた韓国社会の症状そのものなのである。

以上を踏まえたくえで、本稿のまとめに入りたい。アメリカのアジア戦略にもとづく冷戦構造の下で、事実上、植民地時代の人的・制度的清算に失敗した独立後の韓国において、「倭色」は、さまざまなかたちでつねに越境していた「日本大衆文化」の重層的なありようを示すもっとも象徴的な概念であった。植民直後からナショナル・アイデンティティの同一性を強調する文化政治によってその越境が「禁止」されていた「日本大衆文化」は、しかし同時に「資本主義的モダニティ」への欲望を刺激する文化的経験としてつねに密輸され、模倣され、消費されていた。

とくに軍事政権が「日韓条約」を通じて経済発展やそれによる政権の政治的正当性の獲得を試みた60年代になると、日本大衆文化の消費は、「ブーム」といわれるまでに拡散していった。国内の文化産業は、文化的侵食を懸念しな

がらも積極的に日本大衆文化を取り入れ、国家は、国際著作権条約への未加入などの法制度の不備を理由に、「禁止」の存在を公表しつつ、一方で個人の責任を強調するなど、事実上「倭色」の拡散を黙認していたのである。

そのなかで、「想像された禁止」のメカニズムは、「倭色」をめぐる知識と感情を内面化させ、日本という他者との「文化的国境を構築していく「タブー的慣例」として作動した。その「禁止」において、日本大衆文化の否定性を表象する概念であった「倭色」は、植民地時代が残した「文化的残滓」として定義された。植民直後から行政の主導で実施された「倭色一掃運動」が示しているように、韓国社会に深く刻まれていた植民地時代の文化的慣習や生活様式を削除していく作業は、文化的アイデンティティを構築していくうえで、きわめて切実な課題として共有されていたのである。

その一方で、「倭色」は、資本主義システムとともに浸透してくる「文化的侵略」として語られた。法制度はもちろん、あらゆる面において十分なシステムやインフラが整えられていなかった60年代の文化産業や文化政策において、日本大衆文化の越境は、国内の大衆文化を侵食する「文化帝国主義」として捉えられていたのである。「文化的残滓」としての「倭色」が、植民地時代の痕跡を消し、外に追い出さなければならなかった「不吉な客」だったとすると、この「文化的侵略」としての「倭色」は、既存のナショナル・アイデンティティのフレームだけでは捉えきれない、資本主義のシステム

の下で浸透する外部からの「危険な客」だったのである。

そのなかで、「想像された禁止」は、「倭色」が拡散していく風景を批判し、恐怖や不安、罪悪感などを生産する「言説」として作動していた。日本大衆文化の越境を黙認していた軍事政権が、国内の大衆文化に対する「政治的検閲」の手段として「倭色」を利用したのは、こうした「規律」としての性格を捉えていたからであろう。つまり「倭色」をめぐる「想像された禁止」のメカニズムによって内面化していった知識と感情が、「ネーション」を想像し、日本という他者との「文化的国境」を構築していく一方で、国家は、「倭色」の浸透の問題については、自律をあたえ、黙認しながら、「倭色」を理屈に国内の大衆文化を統制することによって、服従的かつ従順な「ネーション」を動員しようとしたのである。

独立後、「脱植民化」と「資本主義的モダニティ」を同時に追わなければならなかった韓国社会において、「日本」は、追い出さすべき増悪の対象である反面、恐怖と欲望の対象であった。禁止と違反、黙認が共存する「想像された禁止」のメカニズムが作動するなかで「倭色」が表象してきたのは、日本という他者に対する「国家-資本-大衆」の欲望やまなざし、戦略にほかならない。日本大衆文化の越境が公式化した以降も、「倭色」がつねに「いまここ」の問題として残されているのは、そのように構築された「想像された禁止」が依然として作動しているからではないだろうか。

註

- 1 『標準国語大辞典』 国立国語院 (<http://korean.go.kr>)。
- 2 「タブー」は、聖なるものであると同時に禁じられたものであり、制限を超えたもの、近親相姦、不吉なこと、などの意味を含めての、「危険なもの」である。その「危険なもの」を見たり、触れたりする行為を禁止し、それによって「境界」の内側すなわち共同体の社会秩序、世界観、環境などが構築される（石川ほか1994；Steiner 1956 = 1970；吉田 1984）。そのような「タブー」が社会的に「学習」（Steiner 1950=1970：188）されていくシステムは、実際社会で深く作用する規範を体現するという点で、「慣例的（convention）」（Williams 1961：137）である。
- 3 「リ・サンビョク、日本大衆音楽開放する方針。倭色？民族感情」『ニューシス通信』2010年12月13日。
- 4 「Foreign Relations of the United States 1948」Volume VI The Far East and Australasia, United States Government Printing Office, Washington：1974。
- 5 「発刊の辞」文化公報部、1979、『文化公報30年』。
- 6 1980年代半ば、世界的反米主義を論じている諸研究においても、反米感情の無風地帯であった韓国は論外であった。しかし1980年5月光州民主化抗争の悲劇を期に、反米感情が知識人と大学生を中心に巻き起こりはじめ、韓国のアメリカ植民性をめぐるさまざまな議論と運動が展開された（リ 2004：248）。
- 7 李大統領は、上海臨時政府大統領の経験とアメリカで独立運動を展開した抗日闘士のイメージを利用して政権を握り、以後利用しつづけた（ジョン 2002：132）。
- 8 解放後韓国の米軍政に渡されたアメリカ政府からの指示は、戦後日本に対して行った政策とは対照的に、「法と秩序を再確立せよ」という、きわめて単純なものであった。その結果、米軍政によって復元された強力な国家機構が、1945年から1948年のあいだ急速に成長した市民社会を抑圧しながら成長した（キム 1999：153）。
- 9 コ・ウン 2006 詩集『萬人譜』21/22/23、創批。
- 10 「倭色一掃に韓国青年会 300 人動員」『朝鮮日報』1946年8月29日。
- 11 「倭色の一掃」『京郷新聞』1949年10月17日。
- 12 「倭色を一掃しよう」『東亜日報』1949年3月10日、「家庭のものは返還。倭色レコードの過度な押収」『朝鮮日報』1952年9月5日。
- 13 「倭色をなくそう」『東亜日報』1948年10月14日。
- 14 「広告」『京郷新聞』1956年10月29日。
- 15 「文教部が韓国映画製作作家協会に送った通告文」『京郷新聞』1959年3月12日。
- 16 「日製品不法輸入を厳禁」『朝鮮日報』1954年3月29日。
- 17 1958年、文教部は貿易業者などを通じて流入する日本のカレンダーを規制するために、「倭色カレンダー」を、「日本の風景および風俗の絵または写真」「倭服を着た人物の写真または絵」「日本の起原年号及び祝祭日が掲載されたもの」「日本国旗が表示されたもの」「日本語が入っているもの」「その他、反共反日の国策に違背する傾向が濃厚なもの」などと、倭色定義した「抑制規定」を設け、規制を行った（「倭色流入防止、文教部・通信部で」『東亜日報』1958年11月28日）。
- 18 「光復節記念行事決定、大統領就任祝賀行事も多彩」『京郷新聞』1952年8月12日。
- 19 『京郷新聞』1960年12月28日、『東亜日報』1965年7月6日、『京郷新聞』1965年7月7日。
- 20 꿀꿀이죽。食べ残された食材を入れてつくったお粥（『標準国語大辞典』 国立国語院）。貧困期、米軍基地から捨てられたものが食料として流通されていた。
- 21 「女性時論：日本の靴を履かなければならないのか」『朝鮮日報』1960年12月27日。
- 22 「国を減らす密輸入」『朝鮮日報』1958年9月12日、「外來品排撃」『京郷新聞』1961年12月25日、「外來品郵送密輸」『東亜日報』1962年11月20日。
- 23 「亡国侈奢族」『京郷新聞』1960年6月17日。
- 24 60年「4.19革命」後から61年「5.16軍事クーデタ」までの政権。
- 25 「耐乏・勤勞の氣風を活発に展開していこう」『東亜日報』1961年5月23日。
- 26 「文化的植民地化の防備—日本の色情文化を防げよ」『思想界』133号1964年4月。
- 27 「日本的と美国的—解放20年の文化的主体意識の反省」『思想界』137号1964年8月。
- 28 「茶房にまず訪れた和色」『思想界』148号1965年7月。

- 29 「市民会館で日本商品排撃公聴会」『朝鮮日報』1965年7月8日。
- 30 「日本商品不買運動、延世大断食闘委」『朝鮮日報』1965年6月30日。
- 31 「日本的と美国的一解放 20年の文化的主体意識の反省」『思想界』137号1964年8月。
- 32 「文化的植民地化の防備—日本の色情文化を防げよ」『思想界』133号1964年4月；カン 2004：30。
- 33 「日本資本可畏論」『思想界』133号1964年4月。
- 34 「日本商品広告の浸透」『思想界』122号1963年6月。
- 35 「静かな経済攻勢・日本の韓国ブーム」『思想界』123号1963年7月。
- 36 文化公報部 1970『文化公報30年』。
- 37 「文化的植民地化の防備—日本の色情文化を防げよ」『思想界』133号1964年4月。
- 38 「日本文化の大量浸透」『朝鮮日報』1965年3月11日。
- 39 「日本商品広告の浸透」『思想界』122号1963年6月。
- 40 「新共和国誕生前と后（8）倭色ブーム」『京郷新聞』1960年12月28日。
- 41 「1963年の座標」『京郷新聞』1963年12月28日。
- 42 「茶房にまず訪れた和色」『思想界』148号1965年7月；「新共和国誕生前と后（8）倭色ブーム」『京郷新聞』1960年12月28日。
- 43 「日本トラブル（6）広がる倭色ムード」『京郷新聞』1964年2月6日。
- 44 「第40回国会外務委員会会議録」第6号、国会事務処、1961年1月31日。
- 45 「日本トラブル（6）広がる倭色ムード」『東亜日報』1964年2月6日。
- 46 「むしばむ国産レコード<日本の風>に」『東亜日報』1960年11月2日。
- 47 「倭色映画輸入推薦にトラブル」『京郷新聞』1962年11月6日。
- 48 「倭色映画輸入推薦にトラブル」『京郷新聞』1962年11月6日。
- 49 「<日本色彩>映画規準作成」『東亜日報』1962年11月9日。
- 50 「日本色彩と映画界」『東亜日報』1963年1月28日。
- 51 「批准の後に来るもの（2）主体性確立」『東亜日報』1965年8月17日。
- 52 「日韓関係、このままでいいのか（1）日本の両面外交」『東亜日報』1977年5月4日。
- 53 「議題別妥結内容」『中央日報』1967年8月11日；『中央日報』「日映画上映許可」1966年5月4日。
- 54 「キム・スファン新民党宣伝部委員長」『中央日報』1967年8月11日。
- 55 「前だけ見て走っていた勝負師—朴正熙の行動哲学」『中央日報』1992年9月25日。
- 56 朴 1970b『朴正熙選集3—主要演説集』鹿島研究所出版会：103
- 57 「政治的禁止」の構成する要素のひとつは、「自国の国民に対する国家の恐怖」である（Goldstein 1989 = 2003：268）。
- 58 放送審議委員会、1981、『放送禁止歌謡曲目一覧』から再構成。
- 59 リ 1998：177。
- 60 「顯忠祠の聖域化とドンペクアガシ禁止の事情」『ハンキョレ新聞』2005年2月2日。
- 61 「マスコミ各分野の倫委代表者」『中央日報』1967年8月1日。
- 62 2005年、イム・サンス監督作品。

参考文献

- Anderson, Benedict, [1983] 2006, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, London and New York: Verso. (=2007、白石隆・白石さや訳『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山。)
- Appadurai, Arjun, 1990, *Modernity at Large: Global Dimension of Globalization*, the Regents of the University of Minnesota
- Arrighi, Giovanni, 1994, *The Long Twentieth Century: Money, Power, and the Origins of Our Time*, London and New York: Verso. (=2009、土佐弘之監訳『長い20世紀—資本、権力、そして現代の系譜』、作品社。)
- 朴正熙、1970a、『朴正熙選集1—韓民族の進むべき道』鹿島研究所出版会
- 朴正熙、1970b、『朴正熙選集3—主要演説集』鹿島研究所出版会
- 文化公報部、1979、『文化公報30年』文化公報部（韓国語文献）

- チョウ・ヒヨン、2010、『動員された近代化』、フマニタス（韓国語文献）
- Cummings, Bruce, 1981, *The origins of the Korean War*, Princeton, N.J.: Princeton University Press. (=1986、キム・ジャドン 訳『韓国戦争の起源』日月書閣。)（韓国語文献）
- Edensor, Tim, 2002, *National Identity: Popular Culture and Everyday Life*, Oxford: Berg
- Foucault, Michel, 1976, *Historie de la Sexualite: Tome 1 Lavolonte de savoir*, Paris: Gallimard. (=1986、渡辺守章訳『性の歴史 I—知への意志』新潮社。)
- Freud, Sigmund, 1908, 'Die kulturelle Sexualmoral und die moderne Nervosität' *geschrieben von Sigmund Freud*, im Jahre (=1969、浜川祥枝訳「文化への不満」『フロイト著作集 第3巻 文化・芸術論』、人文書院、pp.431-496。)
- , 1913, 'Totem und Tabu' *Einige Übereinstimmungen im Seelenleben der Wilden und der Neurotiker*. (=1969、西田越郎訳、「トーテムとタブー」『フロイト著作集 第3巻 文化・芸術論』、人文書院、pp.148-281。)
- , 1915, 'Die Verdrängung', *Gesammelte Werke*, Frankfurt am Main: Fischer. (=1970井村恒郎訳、「抑圧」『フロイト著作集 6 自我論・不安本能編』人文書院、pp.78-86。)
- Goldstein, Robert J., 1989, *Political Censorship of the Arts and the Press in Nineteenth-Century Europe*, London: Macmillan Press. (=2003、城戸朋子・村山圭一郎訳『政治的検閲—19世紀ヨーロッパにおける』法政大学出版局。)
- ホン・ソント、2005、「日本大衆文化開放の文化政治」『文化科学』第41号、pp.127-143。（韓国語文献）
- Hunt, Alan & Wickham, Gary, 1994, *Foucault and the Law: Towards a Sociology of Law as Governance*, London: Pluto Press. (=2007、久塚 純一、永井 順子訳、『フーコーと法—統治としての法の社会学に向けて』早稲田大学出版部)
- イム・ジヒョン、2000、「韓半島民族主義と権力言説—比較史的問題提起」『唐代批評』第10号 pp.183-206。（韓国語文献）
- 石川栄吉・大林太良・佐々木高明・梅棹忠夫・蒲生正男・祖父江孝男編集、1994、『文化人類学事典』弘文堂
- ジョン・ギュチャン、1999、「文化開放の時代におけるメディア文化研究と文化政策」『韓国言論学報』第43-4号、pp.270-301。（韓国語文献）
- ジョン・ジェホ、2002、「韓国民族主義と反日」『政治批評』第2号、pp.128-148。（韓国語文献）
- カン・ジュンマン、2004a、『韓国史散策—1960年代編第2巻』人物と思想社（韓国語文献）
- カン・ジュンマン、2004b、『韓国史散策—1960年代編第3巻』人物と思想社（韓国語文献）
- 姜 尚中・玄 武岩、2010、『大日本・満州帝国の遺産』講談社
- キム・チャンナム、2003、『大衆文化の理解』ハンウルアカデミー（韓国語文献）
- キム・ドンチュン、2001、「自民族中心主義」『実践文学』秋、第63号、pp.5-40。（韓国語文献）
- 金 成政、2008、「禁止とメディア—1970年代韓国社会における日本大衆文化禁止と新聞・放送」『マス・コミュニケーション研究』72、pp.79-96。
- , 2010、「禁止と越境—50-70年代韓国釜山における日本の電波越境 (spill-over) 現象の文化的意味」『マス・コミュニケーション研究』76、pp.237-254。
- キム・ユンテ、1999、「発展国家の起源と成長—李承晩と朴正熙体制に関する歴史社会学的研究」『社会と歴史』第56号、pp.145-177。（韓国語文献）
- キム・イェリム、2007、「1960年代中後半における開発ナショナリズムと中産層家庭ファンタジーの文化政治学」『現代文学の研究』第32号、pp.339-375。（韓国語文献）
- Leach, Edmund, 1976, *Culture and Communication: The Logic by which Symbols Are Connected*, New York: Cambridge University Press. (=1981、青木保・宮坂敬三訳『文化とコミュニケーション』紀伊國屋書店。)
- リ・ボンボム、2009、「1950年代文化政策と映画検閲」『韓国文学研究』第37集、pp.7-49。（韓国語文献）
- リ・ガンロ、2004、「韓国内反米主義の成長過程分析」『国際政治論集』第44-4号、pp.239-261。（韓国語文献）
- リ・ヨンミ、1998、『韓国大衆音楽史』シゴンサ（韓国語文献）
- ムン・オクベ、2004、『韓国禁止曲の社会史』イェソル（韓国語文献）
- Morley, David・Robins, Kevin, 1995, *Space of Identity: Global Media, Electronic Landscapes and Global Boundaries*, London: Routledge
- Said, Edward, 1993, *Culture and Imperialism*, London: Vintage. (=2001、大橋洋一訳『文化と帝国主義』みすず書房。)

- シン・ヒョンジュン・ホ・ドゥンフン、2008、「冷戦初期南韓と台湾における大衆芸能の国家化および米国大衆文化の翻訳」、聖公会大東アジア研究所編、『冷戦アジアの文化風景 1-1940-50年代』現実文化、pp.311-360。（韓国語文献）
- ソ・ヨンヒョン、2009、「韓日文化翻訳と青年文化の境界設定」『精神文化研究』春号第32巻第一号、pp.239-259。（韓国語文献）
- Steiner, Franz, 1956, *Taboo*, London: Cohen & West. (=1970、井上兼行訳『タブー』セリカ書房。)
- Tomlinson, John, 1991, *Cultural Imperialism: A Critical Introduction*, Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press (=1997、片岡 信訳『文化帝国主義』青土社。)
- Williams, Raymond, [1961] 2001, *The Long Revolution*, Peterborough: Broadview Press
- ユ・ピョンヨン、1999、「朴正熙政府と韓日協定」『1960年代の対外関係と南北問題』ベクサン書堂、pp.11-50。（韓国語文献）
- 吉田禎吾、1984、『宗教人類学』東京大学出版会
- 吉見俊哉、2002、「冷戦体制とアメリカの消費—大衆文化における戦後の地政学」『冷戦体制と資本の文化-1950年代以降 1』岩波書店、pp.3-62。



金 成致 (きむ そんみん)

1976年韓国・ソウル生まれ

[専攻領域] メディア・文化研究、東アジア文化論

[著書・論文]

「禁止とメディア—1970年代韓国社会における日本大衆文化禁止と新聞・放送」『マス・コミュニケーション研究』72、2008年

「ローカルな禁止とグローバル化の力学—1980年代韓国における日本大衆文化禁止と国際著作権問題」『年報社会学論集』22、2009年

「禁止と越境—50-70年代韓国釜山における日本の電波越境 (spill-over) 現象の文化的意味」『マス・コミュニケーション研究』76、2010年

[所属] 東京大学大学院情報学環助教

[所属学会] 日本マス・コミュニケーション学会、関東社会学会、日本社会学会、ESA など

Cultural Border and Imagined Ban : Cultural Politics of *Wae-Saek* (倭色) in South Korea during the 1950s and 1960s

Sungmin Kim*

Abstract

This paper clarifies the process of the construction of “taboo-convention” on *Wae-saek* (Japanese Cultural Style) that has been constructed through desires, gazes, and strategies of “state-capital-mass” in post-colonial South Korea.

In the aftermath of the Colonial Era, South Korean society regarded *Wae-saek* as a cultural vestige of the colonial age and a “cultural invasion” by the capitalist system, and it sought to ban any infiltration of culture from Japan, its former colonial ruler. The aspiration behind the ban was to instill a sense of homogeneity in the independent South Korean society.

At the same time, however, Japan had become a subconscious representation of modernity within the South Korean political and cultural psyche. Japanese media, popular culture, and goods were smuggled, copied, and consumed under ambiguous legal strictures and cultural policies. The ban worked only as a means to control fears, anxieties, and guilt caused by the spillover of *Wae-saek* that appeared to compromise the clarity of South Korea’s national identity.

Meanwhile, the state used the ban to impose political censorship. Instead of acquiescing to the penetration of *Wae-saek* culture, the military government tried to compel the nation to constitute itself as obedient and conformist subjects by labeling and banning domestic popular culture as *Wae-saek*.

The “imagined ban” on *Wae-saek* that had been propagated by the mechanism of “ban-violation-acquiescence” functioned to create a cultural border against the Other and a discipline to mobilize the nation.

*Interfaculty Initiative in Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Korean popular culture, Japanese popular culture, *Wae-saek*, imagined ban, post-colonialism, modernity